土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達をする。 令和元年7月16日

静岡県収用委員会

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定によって送達すべき次の書類は、当委員会事務局に保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和元年8月6日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

1 事件名

平成30年度第1号及び同第1号の2事件

一般国道138号改築工事(須走道路及び御殿場バイパス)(静岡県駿東郡小山町須走字西沢地内から御殿 場市仁杉字上ノ山地内まで)

2 送達書類の名称

上記事件に係る令和元年7月11日付け権利取得及び明渡しの裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

番号	全ける	 所	氏	 名	備考
1	不明	121	不明	_11	ただし、土地登記記録権利部(甲区)記載の所有者 駿東郡 高根村柴怒田201番地 勝又松太郎 又は その相続人
2	不明		不明		ただし、土地登記記録権利部 (甲区) 記載の所有者 駿東郡 御殿場町仁杉664番地 伊倉源重郎 又は その相続人
3	不明		不明		ただし、土地登記記録権利部 (甲区) 記載の所有者 駿東郡 御殿場町仁杉5番地 瀬戸徳衛 又は その相続人
4	不明		不明		ただし、土地登記記録権利部 (甲区) 記載の所有者 駿東郡 高根村柴怒田12番地 瀬戸與作 又は その相続人
5	不明		不明		ただし、土地登記記録権利部 (甲区) 記載の所有者 駿東郡 御殿場町仁杉356番地 伊倉重 又は その相続人
6	不明		不明		ただし、土地登記記録権利部 (甲区) 記載の所有者 駿東郡 御殿場町仁杉711番地の2 三輪丹次 又は その相続人
7	不明		不明		ただし、土地登記記録権利部 (甲区) 記載の所有者 駿東郡 御殿場町仁杉968番地 伊倉崇重 又は その相続人
8	不明		不明		ただし、土地登記記録権利部 (甲区) 記載の所有者 駿東郡 御殿場町仁杉329番地 芹沢友次郎 又は その相続人
9	不明		不明		ただし、土地登記記録権利部 (甲区) 記載の所有者 駿東郡 御殿場町仁杉371番地 伊倉勇 又は その相続人
10	不明		不明		ただし、土地登記記録権利部 (甲区) 記載の所有者 駿東郡 御殿場町仁杉376番地 伊倉繁作 又は その相続人

番号	住	所	氏	名	備考
11	7 111		7 III		ただし、土地登記記録権利部(甲区)記載の所有者 駿東郡
	不明		不明		高根村柴怒田373番地 勝又文平 又は その相続人
12	不明		不明		ただし、土地登記記録権利部(甲区)記載の所有者 駿東郡
					御殿場町仁杉3番地 伊倉藏次郎 又は その相続人